

法曹養成制度関係閣僚会議決定に対する会長声明

1 平成25年6月26日付けの法曹養成制度検討会議による「取りまとめ」を受け、同年7月16日、法曹養成制度関係閣僚会議は、「法曹養成制度改革の推進について」と題する決定（以下、「閣僚会議決定」という。）を公表した。

2 閣僚会議決定が「(年間司法試験合格者数を)3000人程度」との「数値目標」は「現実性を欠く」とした点は評価しうる。

しかし、閣僚会議決定が「今後の法曹人口の在り方」について具体的な数値目標を掲げることなく「調査を行い、その結果を2年以内に公表する」等法曹人口問題を新たな検討体制の調査結果等に委ねている点は疑問である。

平成24年12月における弁護士一括登録日における未登録者数は約540名に上り、法科大学院志願者は激減の一途を辿っている。また、司法試験合格者数が激増したことに伴い、司法修習は期間が2年から1年に半減し、司法修習の教育の質及び量が充実しているとは到底言い難い状況にある。また、弁護士の就職難により、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの機会に恵まれない弁護士が急激に増えている。このように需給バランスを欠いた司法試験合格者数の急増等による弊害が現に生じており、法曹人口問題は、国家の司法制度を支える重要な社会基盤ともいふべき法曹の在り方を方向づけるものとして、国民の権利擁護の観点から喫緊の問題となっている。にもかかわらず、閣僚会議決定が法曹人口について新たな検討体制の調査等によるべきものとして問題を先送りしていることは、年間司法試験合格者数を1000人にするべき旨の総会決議をした当会としては、大変遺憾であると言わざるを得ない。

3 閣僚会議決定は、司法修習生に対する経済的支援について、貸与制

を前提としたうえで、移転料の支給，入寮の実現，修習専念義務の緩和によるアルバイトの容認につき言及しているにとどまり，給費制の復活について全く触れていない。しかし，修習専念義務を緩和すると，十分な司法修習の実が上がり，実務法曹として必要な知識・技能・倫理の習得に支障を来たすことが危惧されるから，修習専念義務の緩和には賛成しがたい。また，法曹養成制度検討会議の審議過程でなされたパブリックコメントにおいて，3119通の意見が寄せられ，そのうち法曹養成課程における経済的支援に関する意見数は2421通にのぼったところ，その大多数が給費制の復活を求める内容であったものであり，給費制の復活に向けた方向性を打ち出していない閣僚会議決定は，国民の声を反映しているものとは言い難い。

- 4 司法制度は，社会的・政治的・経済的弱者の人権擁護の最後の砦として法治国家において欠くことのできない重要な機能を担っている。このような司法の担い手である法曹の養成は国家の責務であって，有意な若者が経済的事情によって法曹の道を断念することがないようにするとともに，司法修習生が安心して修習に専念できる経済環境を確保することが，必須である。このような観点からすれば，あくまでも司法修習生の給費制の復活が必要である。

よって，当会は，政府に対し，年間司法試験合格者数1000人の方向に司法制度改革の舵を大きく切ること，および，法曹養成制度の中核を構成する司法修習生に対する給費制の復活を，改めて強く求める。

2013年（平成25年）8月12日

兵庫県弁護士会

会長 鈴木 尉 久